

一般事務用パーソナルコンピュータ仕様書

I 概 要

長野県地方税滞納整理機構（以下、「機構」という。）において、パソコン機器等を一括調達し、電子メール、インターネットを利用できる環境（以下、「情報系システム」という。）を更改するものとする。

なお、調達した機器の設置、設定作業のほか、貸借期間が満了した機器の回収等についても、本調達の作業に含むものとする。

II 仕 様

1 機器仕様

形 状	ノートブック型（A 4 サイズ程度）であること。
C P U	Intel [®] Core [™] i5 13世代以上またはAMD Ryzen [™] 5 220プロセッサ 若しくは同等以上の性能とする。
主 記 憶	1 6 G B 以上（メモリ増設で対応可）
補助記録装置	内蔵 S S D 2 5 6 G B 以上
ディスプレイ	15.6型ワイド（16:9）フルHD TFTカラー液晶以上 1920×1080ドット以上、最大 1,677万色表示以上
キーボード	106キー以上、JIS標準配列準拠（テンキー付き）であること。
LAN/Wi-Fi	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応 Wi-Fi 6 AX201 a/b/g/n/ac/ax
インターフェイス	U S B 3.2(Gen1)×3以上（Type-A・Type-C） 内蔵Webカメラ（92万画素以上）、LAN（RJ-45）×1 ,HDMI端子×1 マイク入力端子×1 ,ヘッドホン出力端子×1（又はコンボジャック×1）
電源供給	駆動時間7時間以上のリチウムイオンバッテリーを内蔵すること。 AC100V動作のスマートACアダプター付属
その他付属品	① U S B マウス（光学式） ② Giga対応Layer2スマートLiteスイッチ16ポート×1台 ③ Giga対応Layer2スマートLiteスイッチ8ポート×2台
参考機種	H P 250R G9 NoteBook PCまたは同等品以上

(1) 台 数 2 3 台（うち1 8 台の補助記録装置は5 1 2 G Bとする）

(2) その他

- ① 納入メーカーは、次の要件を満たす国内メーカー（国内法人があれば国内メーカーとみなす）であること。
 - ア 良好に動作することを保証するメーカーであること。
 - イ 故障時等のサポート体制が良好なメーカーであること。
 - ウ 日本国内においてサービス体制が確立しているメーカーとすること。
- ② 製造工程において信頼できる品質保証体制が確立されている等、サプライチェーン・リスクを考慮した製品であること。
- ③ 機器及び指定するソフトウェア等が全て問題なく動作すること。

- ④ 機器で使用するソフトウェアについては、ライセンス契約等適法に使用できる状態にして提供し、機構にアクセス権限等を設定すること。
- ⑤ BIOS等ファームウェアへの攻撃や破損を自動的に検出、停止、リカバリできる機能を有した製品であること。
- ⑥ MIL規格に準拠した品質基準テスト（コネクタ疲労、耐屈曲、キーボード耐久性、キーボード開閉、ヒンジ耐久性衝撃、使用時震動等）をクリアした信頼性の高い製品であること。
- ⑦ 「グリーン購入法」基準適合品であり、エコマーク及びJ-Mossグリーンマーク適合製品であること。

2 ソフトウェア

OS	Microsoft Windows 11 Pro (64bit) 再セットアップ用のリカバリ媒体の供給又はパソコン内部の記録媒体にリカバリ領域を設定すること。
オフィスソフト	Microsoft Office Home & Business 2024
ウイルス対策ソフト	トレンドマイクロ社 ウィルスバスタークラウド * 導入後5年間継続して使用できるよう更新に係る費用と手続きを賃貸人が負担すること。
ブラウザ	Microsoft Edge
その他ソフト	(1) Adobe Acrobat Reader DC (PDF閲覧) (2) CubePDF Utilities (PDF編集) (3) Lhaplus (ファイル圧縮・解凍) (4) アタッシュケース (ファイル暗号化ソフト) (5) Zoom (6) プリンタードライバ (FUJIFILM Apeos C5571)

3 賃貸借期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日（5年間）とする。

4 保守点検

(1) 保守の範囲

保守対象は、本体（ハードウェア及びソフト）、電源アダプター、バッテリーとする。

(2) 保守の期間

保守の期間は、令和8年10月1日より令和13年9月30日までの5年間とする。

(3) 機器の保守対応

① 保守の窓口は、ハードウェア及びソフトウェアの窓口を一本化すること。

② 納入した調達機器の無償保証期間は1年間とし、その後はスポット保守とすること。

- ③ 故意または重大な過失による障害を除き、機器を常に良好な状態で使用できるよう保守すること。
- ④ 機器の障害連絡を受けた場合は、できるだけ速やかに対応すること。保守対象機器に障害がある場合は、速やかに復旧作業に着手し、原則として当日中に機器の取替え又は復旧を行うこと。作業終了後は、書面による報告を行うこと。
- ④ 保守作業は原則として機器の設置場所での作業とし、平日午前9時より午後5時までを原則とする。なお、持出による修理等が生じた場合は、安全管理体制をとること。
- ⑤ 障害等により導入機器から取り外したハードディスク等は、下記に示す「7 撤去」と同等の処理を行うこと。

(4) 動産総合保険

- ① 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を賃貸人の負担により付保すること。
- ② 賃借人の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

5 納品・設置

(1) 納入期日

令和8年9月30日（水）までに設置及び設定が終了していること。

(2) 納入場所

長野県地方税滞納整理機構（長野県千曲市大字屋代1881 長野県千曲庁舎3F）

(3) 留意事項

- ① 機器の納品・設置については、落札者決定後、速やかに機構と打ち合わせを行うものとする。また、機構は納品・設置に必要な措置を講じること。
- ② 機器の設置・接続作業は、原則として平日の午前9時より午後5時までの間に行うこと。
- ③ 機器の設置場所及び配線については、別紙「情報系システム配置図（配線図）」のとおりとする。
- ④ 設置した機器は、正常に動作することを確認すること。
- ⑤ 機器番号、ソフトウェアのインストールにあたって使用したライセンスキー等を記載した管理資料を作成し機構へ提出すること。
- ⑥ 機器には、機構及び賃貸人が指定する管理用シールを用意し、貼付けること。
- ⑦ 機器を梱包していた箱等は、賃貸人の責任において処分すること。

6 設定

機器等の作動設定等（以下「機器の設定」という。）については、原則現地で行うが、承認を得た場合はこの限りでない。

- ① SSDドライブは、プライマリパーティション（Cドライブ）をNTFSフォーマットとし、起動時にバックアップイメージ保存用パーティションとして30GB前後の割り当

てを行うこと。

② インターネット・電子メールの設定（パソコン側）

ア インターネット接続環境設定（設定に必要な情報は別途機構にて提供）

イ 各端末のＩＰアドレス設定

ウ 電子メールの設定（別途指示する）

③ プリンタ設定作業 １台分

④ 「Ⅱ仕様 ２ソフトウェア」に掲げるソフトウェアが、正常に動作するように設定すること。

⑤ 機器の設定作業については、必要に応じて調達物件の製造元の技術者がプロジェクトのメンバーとして参加する等、万全の体制で進めること。

7 撤去

(1) 撤去

賃貸借期間終了後、機構の指示に従い機器の撤去に関する作業を行うこと。これにかかる費用は、賃貸人の負担とする。

(2) 廃棄

① 撤去した機器は、適正な処分を実施すること。

② 撤去した機器のハードディスク等は、破壊またはデータの完全消去などの処分を実施した上で、実施結果を書面にて機構に報告すること。また、故障により賃貸借期間中にハードディスク等を交換する場合も同様の対応とする。

なお、これらにかかる費用は、賃貸人の負担とする。

8 その他

① 機器及びソフトウェアに関する重大な障害情報等については、速やかに機構に情報提供し、機器の運用及び改善について協力すること。

② 機器の操作・設定を習得するために、その方法について問い合わせることがあるため、その内容及び操作・設定方法について、口頭もしくは書面で応対すること。

③ 本仕様書に明記されていない事項については、協議をして対応するものとする。